阿武隈川上流流域下水道の終末処理場（県中浄化センター、あだたら清流センター、大滝根水環境センター)から発生する脱水汚泥の

処分に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和７年５月

福島県県中流域下水道建設事務所

**１　目的**

福島県が実施している阿武隈川上流流域下水道事業(県中処理区、二本松処理区、田村処理区)は、各終末処理場から発生する汚泥(脱水汚泥)を安定的かつ確実に処理（再資源化）するために民間の再資源化施設等へ搬出し、有効利用を推進していますが、今後の汚泥搬出計画策定の基礎資料とするため、サウンディング型市場調査（以下、｢市場調査｣と呼ぶ）を実施します。

**２　実施内容**

市場調査を福島県のホームページで公表し、アンケート調査を行います。

なお、アンケート結果については、ホームページで公表します。

アンケート結果の公表

市場調査実施の公表

（ホームページ）

アンケートの実施

**３　発生汚泥の概要等**

＜県中処理区　県中浄化センター＞

　所在地：〒９６３－０５３１　福島県郡山市日和田町高倉字追越８９番地

予定数量：年間約３０，０００ｔ　1日当たり約８０ｔ～９０ｔ（数量には変動があります。また、複数の搬出ロットに分けて契約する予定です。）

　予定含水率：７６．０％～７７．５％

　搬出時間等：週７日間（休日、年末年始等含む）で、９時頃から１５時頃の間で積み込みを想定しています。ただし、状況により夜間搬出となる場合があります。その際、契約単価の補正、変更等は行いません。

　搬出設備：１００ｔホッパ１基及び１６ｔホッパ１基を使用し、１回（１ロット）に約１０ｔの搬出を予定しています。

契約期間：令和８年度（令和８年４月１日～令和９年３月３１日）の単年度分を予定しています。

【注意事項】

　・搬出時の汚泥には放射性物質が検出されることがあります。

　　・これまでの放射性物質濃度については、福島県のホームページで公表しています。（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/gesuido16.html>）

　　・放射性物質濃度の測定は毎日AM6:00の値をその日の代表値としています。

　　・測定機器はシンチレーション検出器を使用しています。（測定下限値12.5Bq/kg）

＜二本松処理区　あだたら清流センター＞

　所在地：〒９６４－０９３７　福島県二本松市榎戸二丁目９６番地

予定数量：年間約１，４２０ｔ（数量には変動があります。）

　予定含水率：７８．０％以下

　搬出時間等：平日の週５日間で、９時頃の積み込みを想定しています。

　搬出設備：１０ｔホッパ１基を使用し、１回に約５．５～６．５ｔの搬出を予定しています。

　契約期間：令和８年度から令和１０年度までの３カ年契約を予定しています。

＜田村処理区　大滝根水環境センター＞

　所在地：〒９６３－４３１５　福島県田村市船引町春山字赤間田１５４番地の３

予定数量：年間約１,０８０ｔ（数量には変動があります。）

　予定含水率：８４．５％以下

　搬出時間等：平日の週３～４日間で、１５時頃の積み込みを想定しています。

　搬出設備：４ｔホッパ１基、６ｔホッパ１基を使用し、１回に約５ｔの搬出を予定しています。

契約期間：令和８年度から令和１０年度までの３カ年契約を予定しています。

**４　アンケートの実施**

　①アンケート用紙

ホームページに市場調査実施要領とともに、アンケート用紙を掲示します。

なお、アンケート用紙は各終末処理場で、別々のものとなっています。（すべての

アンケートに回答する必要はありません。）

　②提出期限

　　令和７年６月３０日（月）　１７時まで

　③提出方法

　　電子メールにて以下のアドレスに送信願います。

　　なお、件名には「市場調査アンケート」と記載願います。

　　[提出先メールアドレス]

　　kentyuu.ryuuiki@pref.fukushima.lg.jp

　④参加資格

　　以下の条件をすべて満足すること。

　　・下水汚泥を再資源化処理ができること。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物処理業の許可を受けていること。

　　・過去５年間において、福島県又は他の自治体と下水汚泥の処理契約の実績を有すること。

　　・電子マニフェストが使用できること。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く

　　・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

・会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者。

　　・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体。

　　・福島県暴力団排除条例（平成23年3月18日　条例第51号）第22条又は第23条に違反している事実がある者。

⑤アンケート結果の公表

　　アンケートの結果については、後日ホームページで概要を公表します。

公表にあたっては、事前に各提出者に内容の確認を行うことがあります。

なお、アンケート提出者の名称並びに企業ノウハウに係る内容は、公表いたしません。

**５　留意事項（必ず御覧の上、アンケートへ参加願います。）**

・アンケートに要する費用は、アンケート参加事業者の負担とさせていただきます。

・アンケートへの参加実績は、事業者選定における評価の対象とはなりません。

・参考見積額が、契約単価を確定するものではありません。

・ヒアリングは実施いたしませんが、アンケートの回答内容について確認をさせていただくことがあります。

**６　問い合わせ先**

　連絡先：福島県県中流域下水道建設事務所

　所在地：〒963-0534　福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地

　電話番号：024-958-3861　　FAX：024-958-5137

　E-mail　：kentyuu.ryuuiki@pref.fukushima.lg.jp

　担当者：　　　、